認定変更※はインターネットからも申請できます

※教育・保育給付認定の変更申請

認定区分や事由、保育の必要量などの認定内容に変更があった場合は、インターネットを通じて、パソコンやスマートフォンからも手続きができます。

必要書類

認定変更には証明書等の提出が必要です。また、インターネットからの手続きの場合は、本人確認書類の提出も必要です。

- ① 本人確認書類の写し(マイナンバーカード、運転免許証、在留カード等)
- ② 就労証明書、母子手帳(氏名が記載された表紙と分娩予定日が記載されたページ(4ページ目))、診断書等、**変更後の事由を証明する書類**の写し
- ※ 提出書類は写真等画像ファイル、またはPDFファイルでの提出になります。
- ※ 認定の事由によって必要な書類は異なります。詳細は手続きページ(ぴったりサービス)の案内をご確認ください。

ご利用方法

①マイナポータル内の「ぴったりサービス」サイトの「手続の検索・電子申請」 の画面で、市区町村で「昭島市」、検索 条件で「子育て」を選択し、検索。



②「検索結果」から「教育・保育給付認定の変更申請」を選択。



③「申請する」を選択。



※画面は、パソコン版サイトのものです。スマートフォン版サイトでは、画面の内容が若干異なります。

QRコード

スマートフォンやタブレットの読み取りアプリから右のQRコードを読み取ってください。

ぴったりサービス



教育・保育給付認定の 変更申請



注意:申請には、インターネット通信を使用します。通信料等は申請者様の負担となります。